

令和7年4月7日
海事局安全政策課
検査測度課
海技課

「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施！

～全国のマリーナ・漁港等での周知・啓発活動及び小型旅客船等の安全確認等を行います～

国土交通省海事局は、小型船舶の海難事故防止に向けた取組みを実施するため、警察庁、海上保安庁、水産庁及び日本小型船舶検査機構等の協力を得て、マリーナ・漁港等でのリーフレットの配布や小型旅客船等に対する安全確認等を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

1. 取組み内容

(1) マリーナ・漁港等でのリーフレットの配布

最近の水上オートバイや漁船の事故等の発生状況を鑑みて、小型船舶の安全を確保するために遵守すべき事項等をまとめたリーフレット※¹をマリーナや漁港等で配布し、ライフジャケットの適切な着用、発航前の点検、機関故障対策、水上オートバイの安全確保対策等の徹底を図るための周知・啓発活動を行います。

(2) 川下り船運航事業者に対する安全確認

川下り船について、ライフジャケットの着用等「川下り船の安全対策ガイドライン」※²に沿った措置を講じるよう安全確認及び指導を行います。

(3) プレジャーボート・漁船・ダイビング船・小型旅客船への個船指導

マリーナ、漁港等においてパトロールを行い、プレジャーボート・漁船・ダイビング船を訪船し、船舶検査の受検、小型船舶操縦士免許の受有等について指導します。また、小型旅客船を訪船し、消防設備・救命機器の備え付け状況等の確認及び安全指導を行います。

2. 実施期間

令和7年4月14日（月）～令和7年8月29日（金）

3. 実施主体

各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局※³

※¹ https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji08_hh_000111.html

※² <https://www.mlit.go.jp/common/000993990.pdf>

※³ 警察庁、海上保安庁、水産庁、日本小型船舶検査機構等の協力を得ながら実施。

＜問い合わせ先＞ TEL 03-5253-8111（代表）

海事局 安全政策課 梅崎、小峯 （内線 43-536、直通：03-5253-8935）

検査測度課 緑川、足立 （内線 44-124、直通：03-5253-8639）

海技課 福岡、岩切 （内線 45-316、直通：03-5253-8655）

